

環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引 への対応 -

日本公認会計士協会
会計制度委員会 環境関連取引検討専門委員会



目次

1. はじめに
2. 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い
3. クレジットを用いた近年の環境価値取引
4. 非化石証書を用いた環境価値取引
5. 全体のまとめ

資料内の略称の使用

本資料では以下の定義に基づき、略称を使用している。

法律・会計基準等

略称	正式名称
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律
金融商品会計基準	企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
リース会計基準	企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」
収益認識会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」
リース適用指針	企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」
実務対応報告第15号	実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」
金融商品実務指針	会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」

用語

略称	正式名称
環境価値	温室効果ガス排出削減・吸収という環境の保全に関する付加価値
環境価値取引	環境価値を直接取引対象とする環境関連取引
クレジット	「ベースライン&クレジット制度」及び「キャップ&トレード制度」の対象となるカーボン・クレジット
再エネ	再生可能エネルギー
FIT非化石証書	FIT非化石証書（再エネ指定）
会計単位	会計処理を行う単位

はじめに

検討の経緯

時期	会計基準等の公表
2004年11月	実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」の公表 ・京都メカニズムにおけるクレジットの会計上の取扱いが定められた。
2006年7月	実務対応報告第15号の改正 ・企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」等の公表により改正された。
2009年6月	実務対応報告第15号の改正 ・試行排出量取引スキームにおける会計処理が明確化された。

- ✓ 近時の世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな社会の実現に向けた動きを踏まえて、種々の「環境」関連取引が行われるようになってきているが、現行の会計基準等において、昨今、幅広い企業に広がりを見せる非化石証書といった新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがある。
 - ✓ また、環境関連取引の範囲は広く、全ての取引を本研究報告で取り扱うことは困難である。
- ⇒ 環境価値を直接取引対象とする環境関連取引（環境価値取引）について、会計処理の考え方を整理することとした。

成果物の位置づけ

研究報告

- ✓ 委員会における研究の成果
- ✓ 規範性を有さない。

我が国の会計基準における排出量取引の取扱い

実務対応報告第15号の概要

✓ 適用対象

京都メカニズムにおけるクレジットを対象とし、京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上、その性格が類似しているもの（国内クレジット、東京都における排出量取引制度等）については、実務対応報告第15号を参考に、会計処理を行う。

✓ 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理の考え方

① 他者から購入する場合

「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入として会計処理を行う。

② 出資を通じて取得する場合

個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、京都メカニズムにおけるクレジットが分配された場合は、株主が現金以外の財産の分配（現物の分配）を受けた場合と同様に会計処理を行う。また、出資先が子会社又は関連会社に該当する場合には、連結財務諸表上、連結又は持分法により会計処理するとされている。

③ 無償で取得する場合

排出枠の取得時には会計上取引を認識しない。また、排出枠を第三者へ売却した場合、売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、当該スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える。

我が国の会計基準における排出量取引の取扱い

京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性の評価に関する考察

(1) 京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること

- ✓ 京都メカニズムにおけるクレジットは定量的な数値（二酸化炭素換算量）で示されるものであるということにその特徴があるものと考えられる。
- ✓ 実務対応報告第15号では、京都メカニズムにおけるクレジット以外のクレジットについても、その性格が類似しているものについては実務対応報告第15号の考え方を斟酌して会計処理を行うことが示されていることから、類似性の検討に当たっては、必ずしも「京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するため」のものである必要はないと考えられるものの、排出削減に関する一定の削減目標又は義務を達成するために用いられるものであるかどうかは考慮する必要があるとも考えられる。

(2) 国別登録簿においてのみ存在すること

- ✓ 京都メカニズムにおけるクレジットでは、国別登録簿においてクレジットの発行、保有、移転、取得、取消、償却等の管理が行われるが、上記(1)の2点目と同様の理由により、類似性の検討に当たっては「国別登録簿」そのものの管理である必要はないものと考えられる。
- ✓ 一方で、クレジットの信頼性が確保されている必要はあると考えられることから、基準となる排出量等の測定方法が適切であるかといった点も含め、クレジットの発行が適切に行われていること、発行後のクレジットの帰属主体が明確となるように保有、移転、取得、取消、償却等の管理が適切に行われていることは重要なことと考えられる。

我が国の会計基準における排出量取引の取扱い

京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性の評価に関する考察

(3) 所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ

- ✓ 検討対象のクレジット等が有体物である場合には会計上も有形の資産としての会計処理の検討が、法定された無体財産権である場合には無形資産としての会計処理の検討が、まず行われるものと考えられることから、それらのいずれにも該当しないものについて、実務対応報告第15号を斟酌した会計処理の検討が行われることになるものと考えられる。

(4) 取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること

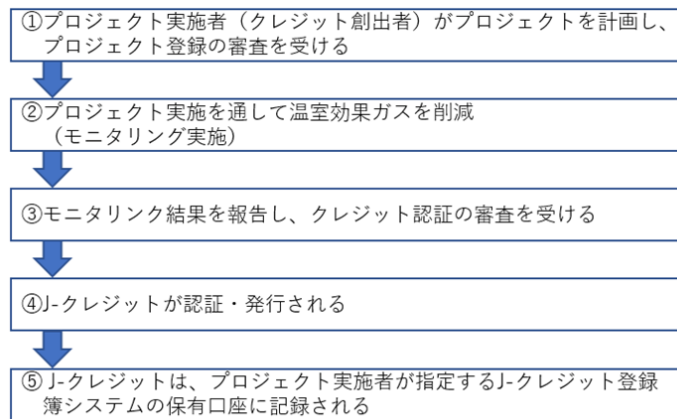
- ✓ 実務対応報告第15号では、保有するクレジットについて資産計上を行うことから、類似性の検討に当たっては、有償で取引され、財産的価値を有している必要があるものと考えられる。
- ✓ 実務対応報告第15号「4 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理」は、「第三者への売却可能性に基づく財産的価値を有していることに着目して資産計上」され、「第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当である。」とされていることから、第三者への売却可能性も検討に当たって考慮すべきポイントになるものと考えられる。

クレジットを用いた近年の環境価値取引

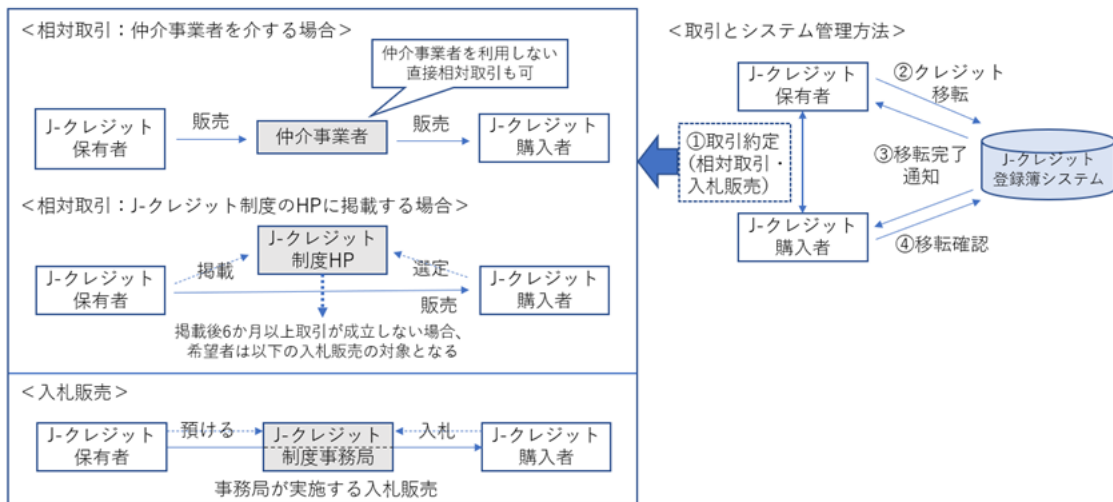
1. J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備導入及び再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量、並びに適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

J-クレジット発行までの概略



J-クレジットの売買取引とクレジット管理方法



「J-クレジット制度について」（2023年7月J-クレジット制度事務局）スライド5、6、46を参考に作成
https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_001.pdf

クレジットを用いた近年の環境価値取引

1. J-クレジット制度

実務対応報告第15号の適用可否に関する検討

性質	類似性の検討結果
①京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	省エネルギー設備導入及び再生可能エネルギーの利用によるCO ₂ 等の排出削減量並びに、適切な森林管理によるCO ₂ 等の吸収量が「クレジット」として認証されたものであり、環境の取組に関連して定量的な数値で示されるものであると言える。また、経済産業省の「カーボン・クレジット・レポート」（2022年6月）においてJ-クレジットの活用が議論の対象となっており、J-クレジットはNDC（国が決定する貢献、Nationally Determined Contributions）達成に資する可能性のあるカーボン・クレジットと考えられている。
②国別登録簿においてのみ存在すること	「J-クレジット登録簿システム」において認証発行されたクレジットの保有、移転、無効化等が電子的に記録されている。
③所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	所有権の対象となる有体物ではない。また、法律上の取扱いは明確ではないため、法定された無体財産権にも該当しないと考えられる。
④取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること	相対取引及び入札販売により、有償で売買されるため、京都メカニズムにおけるクレジットと同様に、財産的価値を有していると考えられる。

⇒ J-クレジットは京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性を一定程度有していると考えられる。このため、実務対応報告第15号の考え方を斟酌して会計処理を行う対象として取り扱うことも可能であると考えられる。しかし、実務対応報告第15号において、類似性の判断基準が示されていないため、実務上、適用可否の判断についてばらつきが生じている可能性がある。

なお、J-クレジットには、現時点（2023年8月）で常設の取引市場がなく、相対取引及び入札販売により売買されていることから、「棚卸資産」として会計処理する場合も「トレーディング目的で保有する棚卸資産」には該当しないと考えられる。

クレジットを用いた近年の環境価値取引

1. J-クレジット制度

課 題

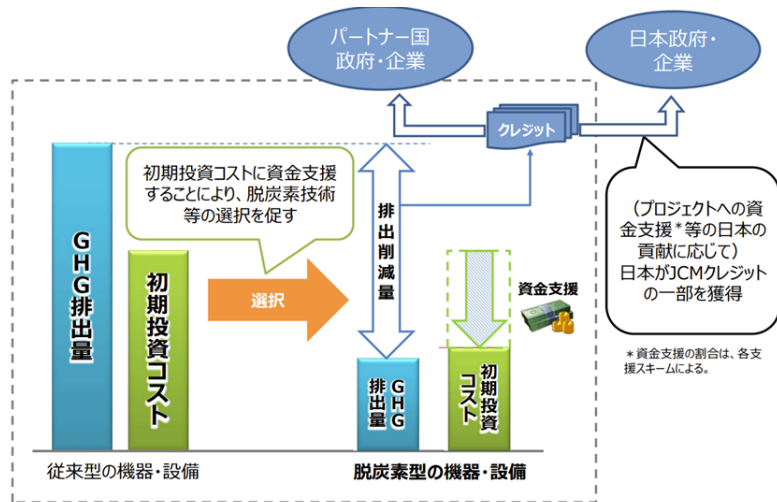
- J-クレジットは、実務対応報告第15号で想定されている排出クレジットとの類似性を有していると考えられるが、類似性の判断基準が示されていないため、実務上、適用可否の判断についてばらつきが生じている可能性があると考えられる。
- J-クレジット制度については、2022年6月公表の「カーボン・クレジット・レポート」において「カーボン・クレジット市場」の創設等、J-クレジットを取り巻く環境の整備が検討されているところである。このため、今後更にJ-クレジットの性格について変化が生じる可能性があり、会計処理の検討に影響を及ぼす可能性がある。

クレジットを用いた近年の環境価値取引

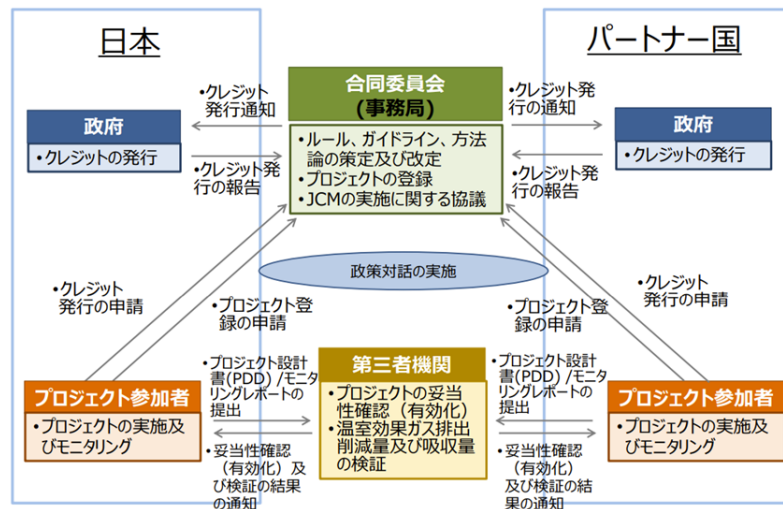
2. 二国間クレジット制度

二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）は、日本が途上国と協力して温室効果ガスの削減に取り組む、削減の成果を両国で分け合う制度であり、パリ協定第6条に基づいて実施される制度である。

JCM制度の仕組み



JCMクレジットの発行スキーム



二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))の最新動向 2022年8月 3、6ページ
http://carbon-markets.env.go.jp/document/20220808_JCM_goj_jpn.pdf

クレジットを用いた近年の環境価値取引

2. 二国間クレジット制度

実務対応報告第15号の適用可否に関する検討

性質	類似性の検討結果
①京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	JCMクレジットは、JCMプロジェクトにおける温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジット化したものであり、環境の取組に関連して定量的な数値で示されるものであると言える。 また、経済産業省の「カーボン・クレジット・レポート」（2022年6月）において、二国間クレジット制度はNDC（国が決定する貢献、Nationally Determined Contributions）の達成に活用できる制度であることが明記されている。
②国別登録簿においてのみ存在すること	JCM登録簿担当省（環境省、経済産業省）が作成及び運用するJCM登録簿システムにおいて、発行されたクレジットの保有、移転、無効化等が電子的に記録されている。
③所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	所有権の対象となる有体物ではない。また、法律上の取扱いが明確ではないため、法定された無体財産権にも該当しないと考えられる。
④取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること	相対取引により有償での売買が可能であるため、京都メカニズムにおけるクレジットと同様に、財産的価値を有していると考えられる。

⇒ JCMクレジットは京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性を一定程度有していると考えられる。
このため、JCMクレジットは、実務対応報告第15号の考え方を斟酌して会計処理を行う対象として取り扱うことも可能であると考えられる。しかし、実務対応報告第15号において類似性の判断基準が示されていないため、実務上、適用可否の判断についてばらつきが生じている可能性がある。

クレジットを用いた近年の環境価値取引

2. 二国間クレジット制度

会計処理の検討（仮に実務対応報告第15号の適用対象となる場合）

ケース		会計処理
発行済JCMクレジットを売買取引により取得する場合		・企業の保有目的に応じて実務対応報告第15号における「専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合の会計処理」と「将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理」のいずれかの「他者から購入する場合」の会計処理を適用することになると考えられる。 ・JCMクレジットについては現時点（2023年8月）で取引市場がなく、相対取引により売買されていることから「棚卸資産」として会計処理する場合も、「トレーディング目的で保有する棚卸資産」には該当しないと考えられる。
JCM制度におけるJCMクレジット発行により企業が取得する場合	考え方①：企業は発行された全てのJCMクレジットを取得した上で日本政府に引き渡している（総額）	・出資分に対応して発行された全てのJCMクレジットについて、これまで保有していた出資の帳簿価額のうち実質的に引き換えられたものとみなされる額を算定する。そして、当該金額を投資元本の帳簿価額から減額し、JCMクレジットの取得原価として計上することになる。 ・日本政府への引渡しは、実務対応報告第15号における「自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合」に類似すると考え、「自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合」の会計処理を参考とすることが考えられる。このため、JCMクレジットは、政府保有口座へ振り替えた時点において費用処理することが考えられる。
	考え方②：JCMクレジットのうち日本政府に引き渡す部分は、実質的に企業の保有口座を経由しただけであり企業には発行されていない（純額）	・企業は当該引渡しの対象となるJCMクレジットを日本政府に代って手配しており、実質的には支配していないので、日本政府に引き渡した残りのJCMクレジットについて、これまで保有していた出資の帳簿価額のうち実質的に引き換えられたものとみなされる額を算定する。全てを日本政府に引き渡す場合は、算定額はゼロとなり、投資元本の帳簿価額から減額することではなく、実質的にクレジットを取得していないこととなる。

クレジットを用いた近年の環境価値取引

2. 二国間クレジット制度

課 題

仮にJCMクレジットが実務対応報告第15号の適用対象となる場合は、特に、プロジェクト参加者として途上国に出資等を行っているケースにおいて、出資を通じて取得する場合の会計処理を行うことにが考えられるが、以下のような論点について、どのように実務対応報告第15号を適用すべきか明確な定めはないものと考えられる。

- 出資に付随して取得するJCMクレジットの取引は、実務対応報告第15号で想定される「出資を通じて取得する場合」に該当するか。
- JCMクレジットの全部又は一部を日本政府に引き渡す約束がある場合に、企業はJCMクレジットの全部を取得したと考えるべきか。
- 日本政府からJCM制度に関して補助金を受ける場合に、当該補助金はJCMクレジットの会計処理に影響を及ぼすこととなるのか。
- 出資のうち「これまで保有していた出資の帳簿価額のうち実質的に引き換えられたものとみなされる額」の算定について、どのような方法が合理的であると想定されているのか。

クレジットを用いた近年の環境価値取引

3. ボランタリークレジット

政府が主導するクレジットの他に、以下のとおり、民間セクターが運営するボランタリークレジット制度が国内外に存在する。

国内外の主なボランタリークレジット制度

制度	概要
J ブルークレジット	ジャパンプルーエコノミー技術研究組合（JBE）が制度管理者となり、2020年よりブルーカーボンに特化して認証を行う国内ボランタリークレジット制度。
Verified Carbon Standard（VCS）	WBCSD（World Business Council For Sustainable Development）やIETA（International Emissions Trading Association）などの民間企業が参加している団体が、2005年に設立した認証基準・制度。森林や土地利用に関連するプロジェクト（REDD+を含む）や湿地保全による排出削減プロジェクトなど多様なプロジェクトが実施されている。
Gold Standard（GS）	2003年にWWF（World Wide Fund for Nature）等の国際的な環境NGOが設立した認証基準・制度。自らVER（Verified Emission Reductions）を発行するだけではなく、CDMプロジェクトの中でも、地元共同体への貢献などの付随的な便益を有すると見なされたプロジェクトについては、GSが認証する取組みを行ってきた。
American Carbon Registry（ACR）	NPO法人であるWinrock Internationalが1996年に設立した世界初の民間クレジット認証基準・制度。
Climate Action Reserve（CAR）	2001年に創設されたCalifornia Climate Action Registryを起源に持つ認証基準・制度。

「カーボン・クレジット・レポート」2022年6月 経済産業省 カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会 8ページ

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/20220627_1.pdf

クレジットを用いた近年の環境価値取引

3. ボランタリークレジット

課 題

- 民間主導のボランタリークレジット制度が国内外に多数存在し、今後もこのような環境関連のクレジットの取引の増加が見込まれる中、我が国においては実務上の対応として、実務対応報告第15号を参照してそれぞれの排出量取引の会計処理を検討している状況であると思われる。
- 実務対応報告第15号の適用は、政府が主導するクレジットにおいてもばらつきが生じている可能性がある中で、様々なボランタリークレジット制度に四つの特徴を個別的に当てはめて検討することは更に難しい可能性がある。
- また、ボランタリークレジット制度は政府主導の制度と比較すると、規制や法的な拘束力がない場合や取引価格や取引量が不透明である場合も考えられるため、制度自体の信頼性の程度が低下する可能性がある。このため、実務対応報告第15号を適用した場合は、「第三者への売却可能性に基づく財産的価値」を根拠に関連するクレジットが資産計上される可能性があるが、資産性の有無についての判断にばらつきが生じる可能性もあると考えられる。

クレジットを用いた近年の環境価値取引

4. 環境価値が組み込まれた財又はサービスが提供される取引

カーボンニュートラルガスの概要

- カーボンニュートラルLNG（液化天然ガス）、カーボンニュートラルLPG（液化石油ガス）とは、ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、ボランタリークレジットにより相殺し、排出量を実質ゼロとしたガスであり、ボランタリークレジットを活用することでバリューチェーン全体での温室効果ガス削減に寄与するものである※。
- ボランタリークレジットの活用には、産ガス国においてボランタリークレジットの償却によるカーボンオフセット済みの原料を輸入するという方法のほか、国内のガス製造会社自身がクレジットを取得、償却することでカーボンオフセットが行われることがある。
- 国内の製造会社がボランタリークレジットの償却によりカーボンオフセットを行う場合、顧客への販売前の製造段階でクレジットの償却を行う場合と、顧客への販売後に事後的にクレジットの償却を行う場合がある。
- これらのガスを購入した顧客においては、例えばESGへの取組の一環として対外的に報告を行うこと等に活用することが可能となる。

※カーボンニュートラルガスについては、ボランタリークレジットを活用した事例のほか、J-クレジットを活用した事例も認められるが、本研究資料ではボランタリークレジットを活用した事例を取り上げている。

クレジットを用いた近年の環境価値取引

4. 環境価値が組み込まれた財又はサービスが提供される取引

会計処理の検討

(1) 産ガス国においてカーボンオフセットが行われる場合

⇒国内の事業者は直接クレジット取引に関与しないことから、通常よりも単価の高い原料を仕入れる取引にすぎないものと考えられ、会計処理の観点からは特段の論点は生じないものと考えられる。

(2) 国内のガス製造会社がボランタリークレジットを取得、償却する場合

⇒ボランタリークレジットの実務対応報告第15号の適用可否や、具体的な会計処理について検討が必要になる。

① 仮に実務対応報告第15号の適用対象となる場合の会計処理

- 取得した排出クレジットを資産に計上した上で、排出クレジットを償却したときに費用処理することとなる。
- 実務対応報告第15号では、排出クレジットを費用処理する際には、原則として販売費及び一般管理費とすることが考えられるが、売上高に対応する商品等の仕入又は製造に要する原価については、売上原価又は製造原価になると考えられるとされていることから、排出クレジットの使用により環境価値を自社の商品に組み込んで顧客に通常よりも高い価格で売却することが期待できる場合、原価として処理を行い顧客に販売するまでは棚卸資産として計上することも考えられる。
- 顧客への販売後に事後的にカーボンオフセットを行った場合については、実務対応報告第15号では、排出クレジットを実際に償却した時点のほか、クレジットの償却が確実に見込まれる場合や第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当であるとされていることから、各企業においてクレジットの使用見込み等を判断した上で、排出クレジットの実際の償却よりも早いタイミングで費用処理を行うことが適切な場合もあるものと考えられる。

クレジットを用いた近年の環境価値取引

4. 環境価値が組み込まれた財又はサービスが提供される取引

② 仮に実務対応報告第15号の適用対象とならない場合の会計処理

- クレジットを資産計上することが適切と判断される場合には、その財産的価値を費消した際に費用処理を行うことが適切と考えられ、その後の会計処理については実務対応報告第15号を参考に会計処理を行うことが考えられる。
- クレジットを資産計上することが適切ではないと判断された場合にはクレジットの取得時に費用処理を行うこととなると考えられるが、その際の費用処理の方法として原価として処理を行い、顧客への販売までの期間について棚卸資産として計上される余地があるのか、検討を行う必要があると考えられる。
- 上記の検討を行うに当たり、その判断基準が明確でないことから、会計処理や開示にばらつきが生じている可能性がある。

非化石証書を用いた環境価値取引

1. 非化石証書

「非化石証書」は、発電時にCO₂を排出しない電気が持つ「環境価値」を、電気自体の価値とは切り離して証書化したものである。環境価値は証書化されたことによって売買が可能となり、2018年5月より非化石価値取引市場において取引が開始されている。

非化石証書の種類と取引概要

	FIT非化石証書 (再エネ指定)	非FIT非化石証書 (再エネ指定)	非FIT非化石証書 (指定なし)
対象電源	FIT電源 (太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等)	非FIT再エネ電源 (大型水力、卒FIT等)	非FIT非化石電源 (原子力等)
取引市場 (次ページの図参照)	再エネ価値取引市場	高度化法義務達成市場 (非FIT再エネ指定証書)	高度化法義務達成市場 (非FIT再エネ指定なし証書)
証書売手	電力広域的運営推進機関 (OCCTO)	発電事業者	発電事業者
証書買手	小売電気事業者 仲介事業者 需要家	小売電気事業者	小売電気事業者
最低価格	0.4円/kWh	0.6円/kWh	0.6円/kWh
最高価格	4円/kWh	1.3円/kWh	1.3円/kWh
価格決定方式	マルチプライスオークション	シングルプライスオークション	シングルプライスオークション

非化石価値取引についてー再エネ価値取引市場を中心にー 資源エネルギー庁2023年2月9日 7ページ及び8ページ並びに電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十次中間とりまとめ」総合資源エネルギー調査会令和5年3月33ページの内容を元に作成

https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/01_ANRE_230209_RE-Users.pdf

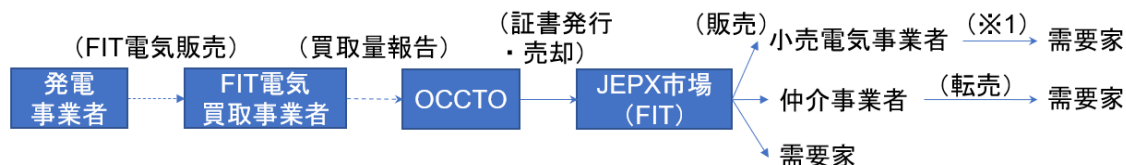
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20230327_1.pdf

非化石証書を用いた環境価値取引

1. 非化石証書

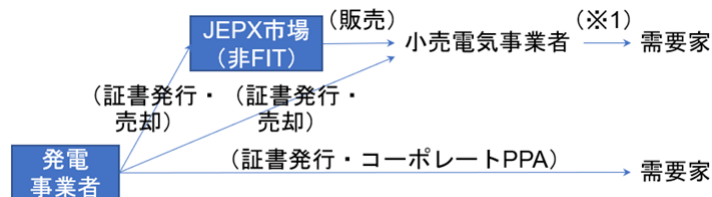
再エネ価値取引市場及び高度化法義務達成市場における取引の流れ

＜再エネ価値取引市場（FIT非化石証書）＞



※1 本取引は、再エネ電力メニューの提供により非化石証書の環境価値を引き渡す取引であり、FIT非化石証書自体の転売を含まない。

＜高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定証書あり・なし）＞



※1 本取引は、再エネ電力メニューの提供により非化石証書の環境価値を引き渡す取引である。

「非化石価値取引について－再エネ価値取引市場を中心に－」資源エネルギー庁 2023年2月9日 2ページ、8ページ及び「再エネ業務の実施状況について」電力広域的運営推進機関 運営委員会事務局 2022年11月25日 3ページの内容を元に作成

https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/01_ANRE_230209_RE-Users.pdf

https://www.occto.or.jp/iinkai/unei/2022/files/siryo5_unei8.pdf

非化石証書を用いた環境価値取引

1. 非化石証書

実務対応報告第15号の適用可否に関する検討

性質	類似性の検討結果
①京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	・非化石証書が非化石電源の由来を証明するものであり、外部調達した電気の使用と併せることによって環境価値が「kWh」単位で活用できるが、必ずしも追加的な温室効果ガス排出削減量の創出につながるものではないと考えられる。
②国別登録簿においてのみ存在すること	・非化石証書は、日本卸電力取引所（JEPX）の口座で管理されるが、当該口座は、現在のところ証書の調達総量の管理用とされており、償却口座の開設については今後の検討対象となっている。
③所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではない。	・所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないと考えられる。
④取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有している。	・需要家として取得した非化石証書については、自ら使用する電気と併せて環境価値を活用することは可能であるが、証書自体を他者へ売却することはできない。 ・一方、小売電気事業者は、再エネ電力メニューの提供により非化石証書の環境価値を需要家に引き渡すことが可能であり、仲介事業者はFIT非化石証書について小売電気事業者及び需要家に転売することが可能である。 ・このため、非化石証書は、その取得者の属性（需要家、小売電気事業者、仲介事業者）及び証書の種類（FIT非化石証書又は非FIT非化石証書）によって財産的価値を有しているのかどうかの判断に差が生じる可能性があると考えられる。

⇒ 上記①及び④の検討から、現時点で非化石証書を京都メカニズムにおけるクレジットと類似しているものとして取り扱い、実務対応報告第15号の適用対象であると判断することは難しいと考えられる。しかし、実務対応報告第15号においては、類似性の判断基準が示されていないため、実務上、適用可否の判断についてばらつきが生じている可能性がある。

非化石証書を用いた環境価値取引

1. 非化石証書

会計処理の検討

性質	会計処理の検討結果
①非化石証書を第三者へ売却することが可能である場合	非化石証書は第三者への売却に基づく財産的価値を有していると考えられる。 ⇒取得者が営業目的を達成するために非化石証書を所有し、かつ売却する予定である場合には、棚卸資産に該当する可能性がある。 また、取得者が非化石証書を第三者へ売却するためではなく、自社の温対法への報告等のために所有する場合についても、実務対応報告第15号の排出クレジットの会計処理を斟酌して「無形固定資産」又は「投資その他の資産」として資産計上を認める余地があるものと考えられる。
②非化石証書の環境価値を自社の財又はサービスの提供のために用いる場合	外部調達した使用電力と非化石証書の環境価値の対応関係を明確に管理した上で、非化石証書を活用するものと考えられることから、対象となる電気代の費用処理と合わせて非化石証書を費用化することが考えられる。 このように非化石証書の取得者が、非化石証書の価値を自社の財又はサービスに付加して販売することができるという観点から、非化石証書は取得時点で棚卸資産に該当する可能性があると考えられる。
③非化石証書を自社の温対法での報告等で利用するのみである場合	非化石証書が財産的価値を有していると説明することは難しいと判断される可能性がある。 ⇒非化石証書を資産計上することができないと考えられる可能性がある。

- ・その他、非化石証書の価値を活用するためには電気そのものの使用が不可欠なため、非化石証書の取得は、電気の価値の一部に対する前払いであると考えることにより、前払費用に該当するのではないかという考え方もある。
- ・非化石証書を資産計上した場合の費用処理の時点については、非化石証書の使用時期は非化石価値取引システムの口座で管理されていないので、どの電気の使用と非化石証書の価値を紐付けることとしたのか等、取得者である企業の管理方法に依拠して決定することになると考えられる。

非化石証書を用いた環境価値取引

1. 非化石証書

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会で示された考え方

- 経済産業省の電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会（第20回2018年3月）では、「非化石証券を取得した小売電気事業者は、当該取得分の電気を実質再エネ又はゼロエミ電気として表示（環境表示価値）することが認められている点に鑑みれば、非化石証書の取得は、言わば『電気』という商品の販売に当たって、『再エネ（ゼロエミッション）』という価値を付加するものと解することが可能」という考え方が示されている。
- 同作業部会の資料では、このような経済実態を踏まえて、「非化石証書の取得時は、その取得価額をもって資産計上（流動資産）することが一般的」であり、資産計上された非化石証書は、小売電気事業者の「電気販売と同時に、一体的に活用した分を費用化することが一般的と考えられる」旨が示されている。
- 2021年11月より、需要家及び仲介事業者がFIT非化石証書を再エネ価値取引市場から直接取得できるようになったことを踏まえ、同作業部会は、従来の考え方について再度整理を確認しているが、需要家及び仲介事業者が取得する場合も「基本的な性質は変わらず、これまでの整理から大きく変わるものではないのではないか」という考え方が示されている。ただし、需要家の証書購入において、自社の消費電力量を大きく上回って証書を購入した場合に、当該証書購入を自社の事業に必要な費用として説明するのは難しいのではないかという留意点も合わせて示されている。

※ 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第六次中間とりまとめ 15ページ及び16ページを参照した。

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20211126_1.pdf

非化石証書を用いた環境価値取引

1. 非化石証書

課 題

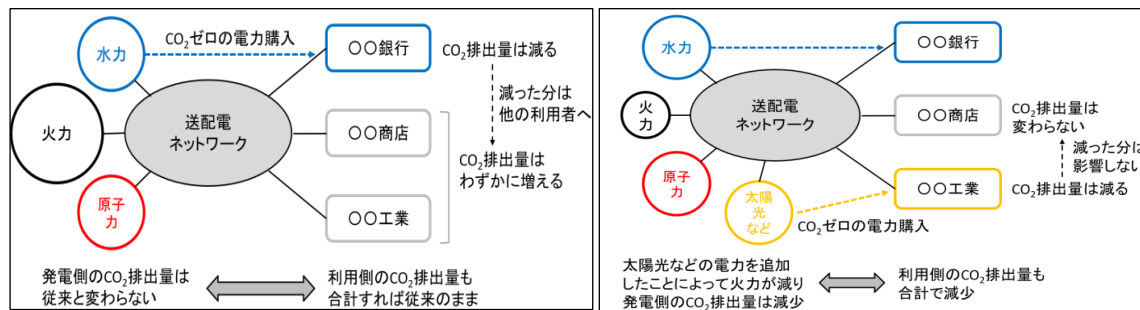
- 非化石証書は、実務対応報告第15号で想定されている排出クレジットと一定程度の類似性を有していると考えられるが、類似性の判断基準が示されていないため、実務上、適用可否の判断についてばらつきが生じている可能性があると考えられる。
- 特に、非化石証書が実務対応報告第15号の適用範囲ではないと考えられる場合に、非化石証書の資産計上については多様な考え方が見られる。
- 今後も制度内容について改正が行われる等により非化石証書を取り巻く環境の整備がなされる可能性がある。このため、今後更に非化石証書の性格について変化が生じる可能性があり、会計処理の検討に影響を及ぼす可能性がある。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－概要

再生可能エネルギーの発電設備を企業自ら導入し、発電した電力を自家消費する方法が挙げられるが、この方法では、企業が高いイニシャルコストを負担することになる。別の手段として、小売電気事業者が販売する再生可能エネルギー由来の電力を購入する方法がある。この方法の場合、高いイニシャルコストの負担はないが、購入する電力に「追加性（additionality）」がない場合、気候変動を抑制する効果は限定的であると考えられる。

再生可能エネルギーの電力購入における追加性
(追加性なし（左側）、追加性あり（右側）)



自然エネルギー財団「日本のコーポレートPPA 契約形態、コスト、先進事例」

https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/REI_JPcorpPPA2021.pdf

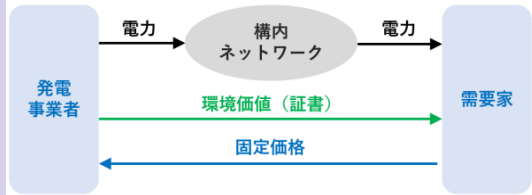
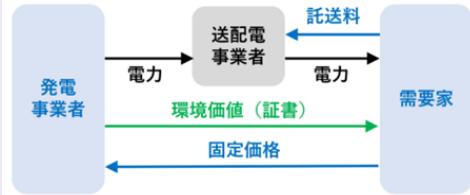
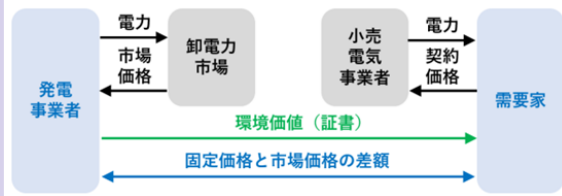
需要家である企業が発電事業者等との間で再生可能エネルギー由来の電力を長期間にわたり購入する契約をコーポレートPPAという。コーポレートPPAでは、需要家たる企業が長期間にわたる電力購入をコミットすることにより、発電事業者による新たな再生可能エネルギーの発電設備の建設を促進し、追加性のある再生可能エネルギー由来の電力を生み出す効果的な手段になる※。

※経済産業省 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第七次中間とりまとめにおいては、バーチャル PPAの目的は再エネ電源の拡大だけではなく、再エネ電源の維持も含んでおり、バーチャル PPAの対象とするか否かは、需要家のニーズに委ねることが妥当と考えられるとされている。そのため、日本におけるバーチャルPPAの対象電源には、新設非FIT電源のほか、卒 FIT 電源についても、追加投資の有無に関係なく対象電源として認められている。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－概要

コーポレートPPAの契約形態

契約形態		仕組み
オンサイトPPA		需要家の敷地内の遊休地や建物の屋上に自然エネルギー発電設備を設置し、構内ネットワークを通じて需要家に電力を供給する仕組み 
オフサイトPPA	フィジカルPPA	発電事業者が発電した電力を、送配電事業者の送配電ネットワーク経由で需要家に供給するものであり、電力と環境価値を一体のものとして、需要家に販売する仕組み 
	バーチャルPPA	電力そのものと環境価値を切り離して、環境価値のみを発電事業者から需要家に移転する仕組み 

図の出典：自然エネルギー財団「日本のコーポレートPPA 契約形態、コスト、先進事例」

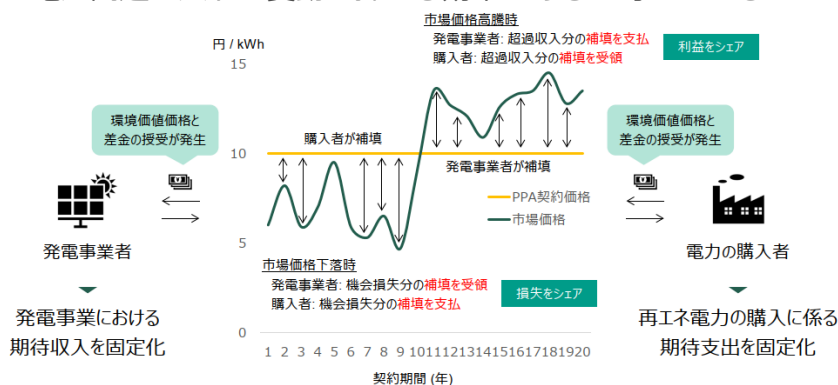
https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/REI_JPcorpPPA2021.pdf

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA – 概要

バーチャルPPAにおける差金決済

- バーチャルPPAでは、発電事業者と需要家との間で締結したPPA契約において固定価格を設定し、PPA契約上の固定価格と卸電力市場で決定される電力価格との差額を、発電事業者と需要家との間で精算することが一般的である。
- この差金決済の仕組みにより、発電事業者にとっては、電力の供給先は卸電力市場になるが、電力の売却による収入と環境価値の移転による収入の合計金額をPPA契約上の固定価格に固定化することができる。
- 一方、需要家にとっては、一定規模の環境価値を長期間にわたって取得することができる。また、発電事業者との間では電力取引を伴わないため、発電事業者との間で電力の需給バランスを調整する必要がなくなる。加えて、需要家が小売電気事業者から調達する電力の購入価格が卸電力市場に連動して変動する場合、発電事業者との間の差金決済によって、実質的に小売電気事業者からの電力調達コストの変動を抑える効果もあると考えられる。



バーチャルPPAにおける差金決済の意義

- バーチャルPPAにおいては、差金決済を行うことで、決済後の発電事業者における収入、及び電力の購入者における支出を、PPA契約価格に固定化することが目指される。
- 環境価値のみを固定価格で取引することも可能だが、そうした場合発電事業者の期待収入及び電力の購入者の期待支出が固定化されず、発電設備設置の投資判断を行うのが困難となるため、差金決済の形をとる傾向にある。

- PPA契約価格が10円/kWh、市場価格が7円/kWh（PPA契約価格よりも低い）の場合



- PPA契約価格が10円/kWh、市場価格が14円/kWh（PPA契約価格よりも高い）の場合



環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「オフサイトコーポレートPPAについて」

<https://www.env.go.jp/content/000119386.pdf>

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－日本における状況

日本における状況

- バーチャルPPAについては商品先物取引に相当し、デリバティブ契約に該当する可能性があるとして、会計処理上の整理の必要性が課題として認識されている※1。
- また、バーチャルPPAを普及させる上で、商品先物取引法の対象とならないような環境整備を求める声が聞かれており、これを受けて、内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において「バーチャルPPA取引の商品先物取引法上の許可・届出対象からの除外」が提案された。当該提案に対して、経済産業省より「現行制度下で対応可能」として、以下の検討結果が公表されている※2。

バーチャルPPAが店頭商品デリバティブ取引に該当するかの判断については、個別の契約毎にその内容を確認する必要がありますが、一般論として、差金決済について、当該契約上、少なくとも以下の項目が確認でき、全体として再エネ証書等の売買と判断することが可能であれば、商品先物取引法の適用はないと考えております。

- ・取引の対象となる環境価値が実態のあるものである（自称エコポイント等ではない）
- ・発電事業者から需要家への環境価値の権利移転が確認できる

※1 環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「オフサイトコーポレートPPAについて」<https://www.env.go.jp/content/000119386.pdf>

※2 経済産業省「バーチャルPPAの差金決済等に係る商品先物取引法上の考え方の公表について」<https://www.meti.go.jp/policy/commerce/b00/vppa.html>

非化石証書を用いた環境価値取引

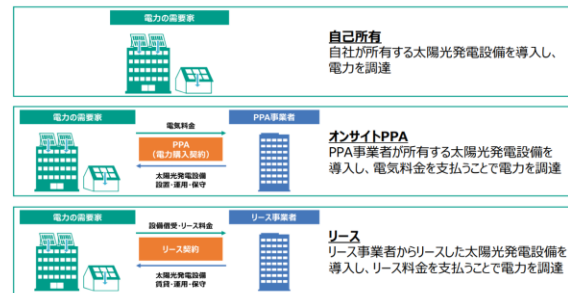
2. コーポレートPPA－会計処理の検討（オンサイトPPA）

オンサイトPPAの会計処理の検討

- 典型的なオンサイトPPAとして、需要家の敷地内の建物の屋根などに太陽光発電設備を設置するケースを前提に、オンサイトPPAにおける需要家側の会計上の論点について考察する。
- 環境省の「再エネ調達のための太陽光発電設備導入について」においては、自家消費型太陽光発電の形態として、「自己所有」、「オンサイトPPA」、「リース」の三つのモデルが挙げられている。オンサイトPPAモデルとリースモデルでは、両者の法形式は異なるものの、太陽光発電設備の法的所有権を需要家は有していない点で類似性がある。このため、具体的な契約条件を踏まえて、リース会計基準におけるリース取引の定義を満たすかどうかを検討する必要があると考えられる。

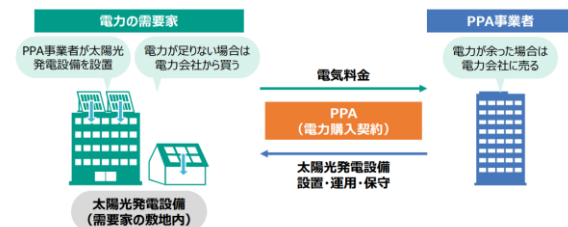
敷地内（オンサイト）での自家消費型太陽光発電の導入 自家消費型太陽光発電の形態

- 自家消費型の太陽光発電は、設備の所有者・契約形態に応じて「自己所有」、「オンサイトPPA」、「リース」の3つに分類することが出来ます。



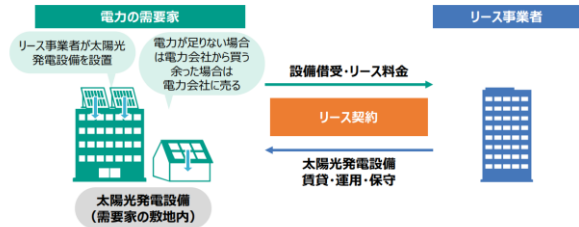
敷地内（オンサイト）での自家消費型太陽光発電の導入 「オンサイトPPA」による自家消費型太陽光発電の導入

- 「オンサイトPPA」とは、自社の敷地内に第三者であるPPA事業者が太陽光発電設備を導入し、PPA事業者が電気料金を支払うことで、そこから電力を調達する仕組みのことです。消費電力量に応じた金額を支払うものであり、「第三者保有モデル」とも呼ばれます。
 - 需要家が消費しなかった電力は、PPA事業者のものとなります。なお、契約内容により、設備の維持管理をPPA事業者が行ってくれる場合があります。
- ※PPA: Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略。



敷地内（オンサイト）での自家消費型太陽光発電の導入 「リース」による自家消費型太陽光発電の導入

- 「リース」とは、自社の敷地内にリース事業者からリースした太陽光発電設備を導入し、リース事業者がリース料金を支払うことで、そこから電力を調達する仕組みのことです。消費電力量とは関係なく、一定のリース料金を支払うものとなります。
- 発電した電力は全て需要家のものとなります。なお、契約内容により、設備の維持管理をリース事業者が行ってくれる場合があります。



非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－会計処理の検討（オンサイトPPA）

リース取引の定義

企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」

4. 「リース取引」とは、特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいう。

オンサイトPPA

- 「合意された期間」と「合意された使用料」はあると考えられる。
- 需要家の敷地内に設置される太陽光発電設備が契約書上で明示されているなど、「特定の物件」の要件も満たすことが多いと考えられる。
- 「借手（需要家）が使用収益する権利を有しているかどうか」の点については、実務上の判断を要すると考えられる。現行のリース会計基準等では、どのような点に着目して使用収益する権利の有無を判断するのかは示されていないため、使用収益する権利の有無に係る判断について、実務上、ばらつきが生じる可能性もあると考えられる。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－会計処理の検討（オンサイトPPA）

リース会計基準等の定めへの適用

企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」

- リース適用指針では、リース会計基準でファイナンス・リース取引とされるもののうち、主たるもの（**通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていない**リース取引及び不動産に係るリース取引）について詳細な会計処理を示しており、リース適用指針で詳細な会計処理を示していないファイナンス・リース取引については、実態に基づき会計処理を行うこととなる（第89項）。
- 「通常の保守等」は、自動車やコピー機などのリース取引におけるメンテナンスなどを想定している。なお、通常の保守等以外の労務等の役務提供が含まれているリース取引（例えば、システム関連業務において、システム機器のリース取引と労務等が一体化されている取引）については、リース適用指針の対象としていないが、動産等のリース取引部分と役務提供部分が契約書等で判別できるケースなど容易に分離可能な場合には、動産等のリース取引部分について、リース適用指針を適用する（第89項）。
- リース料が将来の一定の指標（売上高等）により変動するリース取引など、特殊なリース取引については、リース適用指針では取り扱っていない（第90項）。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－会計処理の検討（オンサイトPPA）

リース会計基準等の定め適用

オンサイトPPAがリース取引の定義を満たすと判断されるとしても、役務提供の内容次第では、当該リース取引に「通常の保守等」以外の役務提供が組み込まれていると判断される可能性もあると考えられる。

① 設備のリース取引部分と役務提供部分が容易に分離可能な場合

当該設備のリース取引部分について、リース会計基準等の定めに従って会計処理することになる。

ただし、設備のリース料が将来の発電量又は電力使用量により変動し、リース会計基準等では取り扱われていない将来の一定の指標によりリース料が変動するリース取引に該当する場合、会計処理を行うに当たって判断を要するが、実務上は、発生主義の考え方に基づいて、発生時に損益として会計処理されているのではないかと考えられる。

② 設備のリース取引部分と役務提供部分が容易に分離可能でない場合

リース会計基準等では示されていないため、会計処理を行うに当たって判断を要する。例えば、設備のリース取引部分に比して役務提供部分の重要性が乏しいと考えられる場合には、全体をリース取引として会計処理することもあると考えられるが、この場合にも、いわゆる変動リース料の取引に該当するケースでは、実務上、発生時に損益として会計処理されているのではないかと考えられる。

上記のとおり、オンサイトPPAがリース取引の定義を満たすと判断される場合でも、いわゆる変動リース料の取引に該当し、実態に基づく会計処理が求められることが多く、会計処理にばらつきが生じる可能性もあると考えられる。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－会計処理の検討（フィジカルPPA）

フィジカルPPAの会計処理の検討

- オンサイトPPAと同様に、リース取引の定義を満たすかどうか、リース会計基準等の定めが適用されるかどうか論点になると考えられる。
- フィジカルPPAの場合、需要家は非FIT非化石証書を取得する点がオンサイトPPAとは異なる。すなわち、需要家が小売電気事業者を通じて発電事業者に支払う対価には、非FIT非化石証書に係る対価も含まれていると考えられる。この点、非FIT非化石証書に係る部分を分離した上でリース取引の検討を行うのかどうか、また、非FIT非化石証書に係る部分を分離することが可能であるのかどうかといった点が、実務上問題になる可能性があると考えられる。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－会計処理の検討（バーチャルPPA）

バーチャルPPAの会計処理の検討

①需要家の会計処理

（論点1）会計単位の検討

→・本研究報告では、異なる相手先に対する別々の契約の結合は行わず、「発電事業者と需要家との間の契約」を一つの会計単位とすることを前提とする。

・発電事業者との差金決済取引の「差金」には、「非FIT非化石証書の取引対価」という要素と「電力の市場価格の変動に係る精算」という要素があると考えられる。二つの要素に応じて差金決済取引を区分するか否かが論点になると考えられる。

（論点2）差金決済取引がデリバティブに該当するか否か。

→金融商品実務指針第6項(1)②では、デリバティブの特徴の一つとして、「想定元本が固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。」ことが挙げられているが、バーチャルPPAの想定元本等である発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合であっても、金融商品実務指針第6項(1)の特徴を有するものとして、デリバティブに該当することになるのか否かが論点となる。

※バーチャルPPAの差金決済取引がデリバティブに該当するか否かに関するIFRS及び米国会計基準の取扱いに関して、本研究報告VI. 3.を参照。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－会計処理の検討（バーチャルPPA）

考えられる需要家の会計処理

二つの要素 デリバティブ	区分しない	区分する
該当しない	・ 差金決済取引がデリバティブに該当しないことから時価評価は行わない。 ・ 「非FIT非化石証書の取引対価」という要素に着目して会計処理を行うとすると、発電事業者への精算額（PPA契約上の固定価格と電力の市場価格との差分）をもって、「非FIT非化石証書の取得」として会計処理することが考えられる。 ・ 「電力の市場価格の変動に係る精算」という要素に着目して会計処理を行うとすると、例えば、発電事業者への精算額を「電力料の調整」として会計処理することが考えられる。	・ 差金決済取引がデリバティブに該当しないことから時価評価は行わない。 ・ 発電事業者への精算額を「非FIT非化石証書の取引対価」と「電力の市場価格の変動に係る精算」の二つの要素に分解し、前者の部分は「非FIT非化石証書の取得」として会計処理することが考えられる。一方、後者の部分は、例えば、「電力料の調整」として会計処理することが考えられる。
該当する	・ 非FIT非化石証書の購入取引に組み込まれたデリバティブを区分処理すべきか否かについて、実務上の判断を要すると考えられる。 ・ 区分処理しないとすれば、デリバティブが組み込まれた主契約が非金融商品であることに鑑みて時価評価は行わず、区分処理するとすれば、区分されたデリバティブは時価評価することが考えられる。 ・ ヘッジ会計の適用は難しいと考えられる。	・ 発電事業者への精算額を「非FIT非化石証書の取引対価」と「電力の市場価格の変動に係る精算」の二つに要素に分解した上で、前者の部分は「非FIT非化石証書の取得」として会計処理し、後者の部分をデリバティブとして時価評価することになると考えられる。 ・ ヘッジ会計の適用は難しいと考えられる。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－会計処理の検討（バーチャルPPA）

②発電事業者側の会計処理

- 「差金決済取引を二つの要素に区分するか否か」及び「差金決済取引がデリバティブに該当するかどうか」という点は、発電事業者側においても論点になると考えられる。
- 差金決済取引がデリバティブに該当すると考える場合に関しては、発電事業者が現物の電力を卸電力市場に売却することを踏まえて、金融商品実務指針第20項ただし書きの定めにより、デリバティブの時価評価を行わないことが認められるか否かが論点になり得ると考えられる。
- 非化石証書を購入する側の需要家と異なり、具体的な会計処理の検討に際して、収益認識会計基準に関する以下の点を明らかにする必要があると考えられる。
 - ✓ 需要家に非化石証書売り渡す取引に収益認識会計基準が適用されるか否か。
 - ✓ 収益認識会計基準が適用される場合、発電事業者の履行義務の内容、履行義務に対応する取引価格、履行義務の充足時点
- ヘッジ会計については、需要家側と同じく、ヘッジ会計を適用することは難しいと考えられる。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－課題

課 題

(1) オンサイトPPA

- リース取引の定義を満たすかどうかの検討が必要と考えられるが、現行のリース会計基準等には、リース取引の定義に関する詳細なガイダンスが示されていないため、特に「借手（需要家）が使用収益する権利を有しているかどうか」の点については、実務上の判断を要すると考えられる。
- リース料が変動する取引などの特殊なリース取引については、現行のリース会計基準等では取り扱われていないため、オンサイトPPAがリース取引の定義を満たすと判断される場合であっても、最終的には、実態に基づき会計処理を行うこととなり、実務上の判断を要すると考えられる。

(2) フィジカルPPA

- リース取引の定義を満たすかどうか等、上記オンサイトPPAと同様の課題があると考えられる。
- また、非FIT非化石証書に係る部分を分離した上でリース取引の検討を行うのかどうか、非FIT非化石証書に係る部分を分離することが可能であるのかどうかといった点が、実務上問題になる可能性があると考えられる。

非化石証書を用いた環境価値取引

2. コーポレートPPA－課題

(3) バーチャルPPA

- 差金決済取引を二つの要素に区分するかどうか論点となるが、関連する会計基準等の定めはなく、実務上、判断にばらつきが生じる可能性があると考えられる。また、差金決済取引を二つの要素に区分する場合には、実務上、どのようにして区分するか（非FIT非化石証書に対応する金額をどのように算定するか。）が課題になると考えられる。
- 差金決済取引がデリバティブに該当するかどうか論点となるが、想定元本等が変動することにより、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合でもデリバティブに該当することになるのかどうか、我が国の会計基準上は必ずしも明らかでないことから、デリバティブに該当するかどうかの判断について、実務上、ばらつきが生じる可能性があると考えられる。
- 差金決済取引がデリバティブに該当すると判断される場合、デリバティブの時価を算定するに当たって、「将来の発電量」と「将来の電力の市場価格」を見積もる必要があると考えられる。何らかの仮定を置いてこれらを見積もるとしても、当該仮定の合理性をどのように判断するかが実務上の課題になると考えられる。例えば、「将来の電力の市場価格」については、電力先物市場を参考にすることも考えられるが、日本の電力先物は24限月までしかないので、これだけでは将来の長期間にわたる電力価格の見積りができない可能性があると考えられる。

全体のまとめ

1. 本研究報告に基づく提言

(1) 非化石証書の会計処理

- 実務対応報告第15号においては、京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性の有無に関する詳細な判断基準が示されていないため、その判断に実務上ばらつきが生じる可能性がある。したがって、非化石証書が実務対応報告第15号の適用対象か否かについて明確にすることが望ましいと考えられる。
- 非化石証書はクレジットと異なる特徴を有するため、当該特徴の相違点に起因する会計上の論点に関する考え方を示すことが望ましいと考えられる。具体的には、実務対応報告第15号の適用対象となるクレジットは、第三者への売却可能性に基づき資産計上されるが、非化石証書は第三者に転売できない場合がある。第三者に転売できない非化石証書を、取得時に資産計上可能となる状況を整理することで、各企業間でより整合的な会計上の取扱いが採用されることが期待される。
- クレジットと異なり、現行制度下での非化石証書の環境価値には一定の有効期限が設定されている点、非化石証書の償却が口座管理されていないといった相違点から、非化石証書が資産計上される場合の資産科目及び費用化の時点に関する明確化も必要と考えられる。

全体のまとめ

1. 本研究報告に基づく提言

(2) バーチャルPPAの会計処理

- 金融商品実務指針に示されるデリバティブの特徴に該当するか否かの判断に関しては、実務上ばらつきが生じる可能性があり、その判断の相違による会計上の影響には一定の重要性が見込まれる。
- このため、バーチャルPPAに基づく差金決済がデリバティブ取引に該当するか否かに関する実務上の取扱いを明示することにより、バーチャルPPAに関する整合的な会計処理を促し、企業間の財務情報に係る比較可能性を担保することが望ましいと考えられる。

全体のまとめ

2. 今後に向けて

- 環境価値取引が多様化し複雑化する近年の状況、また、「排出量取引制度」が2023年度より試行的に開始され、2026年度以降本格稼働が見込まれる状況が見られる中、これらの状況変化が実務対応報告第15号を再検討すべき状況に該当するか否かについて検討することが望ましいと考えられる。
- 今後、例えばGXリーグにおいて排出量削減義務が課され、制度として罰則を伴うこととなるような場合、関連する会計処理として引当金の計上又は偶発債務の注記の検討が必要となる可能性がある。
- したがって、GXリーグにおける将来的な規律強化と排出量削減義務化の進展にあわせて、関連する引当金の計上又は偶発債務の注記の要否について実務対応報告第15号の内容を再検討することも有用と考えられる。

全体のまとめ

2. 今後に向けて

- このような状況変化に伴い必要となる会計処理が明確でない場合には、企業が環境価値取引への参加を検討する上での課題となる可能性がある。
- したがって、中長期的に実務対応報告第15号の見直しを含めて検討し、取引参加者の会計上の懸念を払拭することが、我が国におけるグリーントランスフォーメーションの実現を推進する上で望ましいと考えられる。

●●信頼の力を未来へ
jicpa

